

川崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定する放課後児童健全育成事業の届出等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年12月18日川崎市条例第54号。以下「条例」という。）の例による。

(事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出には、次の書類（図面を含む。以下同じ。）を添付しなければならない。

- (1) 事業の用に供する施設の概要書（平面図等）
- (2) 職員名簿（第4号様式）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 事業者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款（権利能力のない社団である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）
- (5) 事業者の役員名簿（第5号様式）
- (6) 運営規程（条例第13条）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定により届出を行おうとする者は、当該事業に係る収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、職員にインターネットを利用してこれらの内容を閲覧させることができる場合は、この限りでない。

(事業変更等の届出)

第4条 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開するときに準用する。

3 前2項の届出には、前条第2項及び第3項に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（事業廃止又は休止の届出）

第5条 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（事業所番号の決定及び変更）

第6条 市長は、第3条に基づき届け出を行った事業者に対し、事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号通知（第6号様式）により、事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項に定める事業所の番号に変更の必要が生じた場合は、事業所の番号を変更し、放課後児童健全育成事業所番号変更通知（第7号様式）により、事業者へ通知するものとする。

（基準の遵守及び報告）

第7条 事業者（運営を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（市長の調査、事業停止命令等）

第8条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき必要と認めるときは、事業者（運営を行う者を含む。以下この条において同じ。）に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

4 本条に規定する業務を行う職員は、法規則第13条の3様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

（適用除外）

第9条 この要綱は、法第34条の8の規定に基づき、国、県及び本市が実施する放課後児童健全育成事業には適用しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 放課後児童健全育成事業の開始の届出等に関し、従前の様式は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成27年3月16日から施行し、平成27年4月1日以降に放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して適用する。
- 2 放課後児童健全育成事業の開始の届出等に関し、従前の様式は廃止する。
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第7条第1項に基づき、改正後の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、本要綱第3条に定める事業開始の届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して3か月以内に」とする。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和3年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で、既に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。